

2025年度個別指導等の計画 厚生局開示資料より

県保険医協会では 2003（平成 15）年度より指導、監査関係の情報開示請求により個別指導等の選定委員会の経過、選考資料、指摘事項などの資料を入手し、その内容の検討を行ってきた。本年度も関東信越厚生局長野事務所に開示請求を行い、開示された資料から本年度の指導等の計画状況を紹介する。表は開示資料を元に本紙で作成したもの。

表 1. 2025 年度 指導等選定医療機関数

区分	医科			歯科		
	年 度 (4 月～翌年 3 月)	25 年度	参 考	25 年度	参 考	
		24	23	24	23	
集団指導（指定更新）	169	208	364	79	172	271
集団的個別指導	73	87	54	52	79	50
個別指導	14	20	7	21	17	13
新規個別指導	26	34	35	18	17	20

今年度の指導等の計画件数は表 1 の通り。表 2 は今年度の月別の指導予定件数。集団的個別指導及び個別指導の選定状況については歯科

は表 3、医科は表 4 にまとめている。

集団指導

集団指導は、①新規登録となった保険医を対象とするもの、②新規指定となった保険医療機関を対象とするもの、③今年度中に指定更新となる保険医療機関を対象とするもの、④診療報酬改定説明会として全ての保険医療機関を対象とするものがあり、いずれも欠席した場合の罰則はない。

②の新規指定医療機関（医科：

2025 年 1 月～ 2025 年 12 月、歯科：

2024 年 12 月～ 2025 年 12 月までに新規指定された医療機関）に対する集団指導は、医科、歯科共に 6 月、8 月、11 月、2 月に実施予定。③指定更新時の集団指導(表 1)は、医科は 169(病院 6、診療所 163)、歯科は 79 医療機関が対象でいずれも 1 月に実施予定とされている。④の診療報酬改定説明会としての集団指導は 3 月に全医療機関に対し実施予定とされている。①～④

表 3. 歯科の選定基準数値と選定数の推移

歯科					集団的個別指導の選定		個別指導の選定						
年度	平均 点数	基準 平均点	医療機 関数 (A)	基準値 超過数	(A) × 0.08	指導 計画数	(A) × 0.04	選定 件数	指導計画数				
									情報 提供	高点数	再指導	その他	計
2025	1,198	1,438	990	157	79	52	39	23	1	11	6	3	21
2024	1,195	1,434	1,009	172	80	79	40	40		5	11	1	17
2023	1,211	1,453	1,016	189	81	50	40	8			8	5	13
2022	1,208	1,450	1,030	220	82	82	41	5			4	1	5
2021	1,199	1,439	1,034	187	82	82	41	28			6	1	7

表 4. 2025 年度医科 個別指導等の選定数と指導計画数

医科				集団的個別指導の選定			個別指導の選定							
類型区分		平均 点数	基準 平均点	医療 機関数 (A)	(A) × 0.08	指導 計画 数	(A) × 0.04	選定 件数	指導計画数					
									情報 提供	高点 数	再指 導	その 他	計	
病院	一般病院	55,515	61,067	78	6	6	3	3			1		1	
	精神病院	40,476	44,524	15	1	1	0	0					0	
	臨床、大学、特定	70,417	77,459	27	2	1	1	1			1		1	
診療 所	内科（その他）	996	1,195	431	34	19	17	8		3	3	1	7	
	内科（支援診）	1,165	1,398	236	18	17	9	4		1			1	
	内科（透析）	6,239	7,487	21	1	1	0	0					0	
	精神・神経科	910	1,092	52	4	2	2	1					0	
	小児科	922	1,106	56	4	0	2	0					0	
	外科	1,078	1,294	85	6	6	3	3					0	
	整形外科	1,015	1,218	112	8	8	4	2					0	
	皮膚科	559	671	45	3	1	1	0					0	
	泌尿器科	1,237	1,484	24	1	1	0	0					0	
	産婦人科	1,688	2,026	39	3	2	1	1					0	
	眼科	1,217	1,460	83	6	5	3	3		1	2		3	
	耳鼻咽喉科	661	793	54	4	3	2	2		1			1	
	合計				1,358	101	73	54	28	0	6	7	1	14

表 2. 2025 年度指導計画（月別）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
集团的 個別指導	医科	病院							8						8
		診療所							65						65
		医科計							73						73
	歯科							26	26						52
個別指導	医科	病院			1					1					2
		診療所		1	1	1	2	3	1		2	1			12
		医科計		1	2	1	2	3	1	1	2	1			14
	歯科				1	2	4	2	1	2	4	3	2		21
新規 個別指導	医科・診療所※			3	1	5	3	4	1	3	2		4		26
	歯科			6	4	2			1	5					18
施設基準調査		医科・病院	4	5	7	7	7	6	6	5	6	3	2	2	60

※医科・病院の新規個別指導は 0 件

は、原則、e ラーニングにより実施される。

集団的個別指導

集団的個別指導は、病院機能、診療所の診療科を基準とした類型ごとに、レセプト 1 件当りの平均点数が基準平均点（病院で県平均の 1.1 倍以上、診療所で県平均の 1.2 倍以上）を超え、かつ、類型ごとの概ね上位 8% 以上に該当する医療機関が選定対象となる。

今年度は、医科 73（病院 8、診療所 65）、歯科 52 医療機関が選定されており、実施時期（表 2）は医科が 10 月、歯科は 9 月、10 月に予定されている。集団的個別指導は、原則として集合形式で行われ、正当な理由なく欠席した場合、翌年度の個別指導の対象となる。

類型区分ごとの基準平均点と選定件数は表 3（歯科）、表 4（医科）の通り。

個別指導

新規指定以外の理由による個別指導は、医科で病院が 2、診療所が 12 の計 14、歯科で 21 医療機関に対して計画されている（表 2）。選定理由の内訳は表 3、表 4 の通り。

「高点数」を理由とする個別指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されていなかったが昨年度より条件付きで再開された。例年は前々年度に集団的個別指導を受け、前年の平均点数が高点数（上位 4 % 以上、かつ基準平均点を超えた）の医療機関が対象となるが、今年度については、1 月 27 日厚 労 省 発 出 の 事 務 連 絡 「 令 和 7 年 度 に お け る 高 点 数 を 理 由 と す る 個 別 指 導 に つ い て 」 に 則 り、① 2023 年度に集団的個別

指導を受け、2024 年度も高点数に該当する、② 2019 年度の平均点数が、上位から概ね 8 % の範囲に位置する医療機関、の①②どちらにも該当する医療機関が対象となる。そのため「高点数によるもの」はコロナ禍の影響への配慮により、医科 6 医療機関、歯科 11 医療機関と、平均点数の上位 4 % の数を大幅に下回った。（表 3、表 4）

今年度は「情報提供によるもの」が歯科で 1 件実施予定。「再指導によるもの」は、昨年度の個別指導又は新規個別指導の結果が「再指導」だった場合が該当し、医科は病院で 2、診療所で 5、歯科で 6 医療機関となった。「その他」については、特定共同指導又は共同指導、前年度の集団的個別指導を正当な理由なく欠席した場合等が対象とされている。なお、厚労省通知より長野県は今年度、医療機関への特定共同指導又は共同指導は計画されていない。

新規個別指導

医科で 26、歯科で 18 医療機関が選定された。今年度は、医科は 2024 年 2 月～ 2025 年 1 月までに、歯科は 2024 年 4 月～ 2025 年 2 月までに新規指定（開業）された医療機関が対象となる。

施設基準調査（適時調査）

施設基準調査は、2016 年度より医科・病院のみを対象として行われ、実地調査を予定している。長野県では年度ごとに全病院の半数に対し実施されるため、病院ごとに見ると、2 年に 1 回の間隔で施設基準調査が実施される。

指導通知が来たら

協会へご相談ください

保険医協会では、指導等に関する会員からの相談に随時対応しています。個別指導や新規個別指導の実施通知が来たら、早めご相談ください。

個別指導時には録音や弁護士帯同が認められています。県保険医協会が紹介した弁護士を個別指導に帯同させる場合には、弁護士費用を補助します（先着 3 名）。